**鹿角市いじめ防止等のための基本方針**

平成２６年４月

（平成３０年１月改定）

鹿角市教育委員会

**はじめに**

　全ての児童生徒は、かけがえのない存在であり、一人一人の心と体は大切にされなければなりません。児童生徒の心と体に深刻な被害をもたらすいじめは、児童生徒の尊厳を脅かし、基本的人権を侵害するものです。しかしながら、いじめはいつでもどこにおいても起こり得ると同時に、どの児童生徒もいじめの対象として被害者にも加害者にもなり得ることがあります。このようないじめを防止し、次代を担う児童生徒が健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を整えることは、全ての市民の役割であり責務です。一人一人の尊厳を守り、相互に尊重しあう社会の実現のため、いじめを許さない文化と風土を社会全体でつくり、いじめの根絶に取り組まなければなりません。

　鹿角市においては、いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号。以下「法」という。）の施行を受け、平成２６年４月に、「鹿角市いじめ防止等のための基本方針」を策定しました。策定後３年間にわたり、基本的な考え方や具体的な取組等について、学校や関係機関との連携を図りながら、総合的かつ効果的な取組の充実に努めてまいりましたが、このたび、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定及びこれまでのいじめ事案に関する取組状況を踏まえ、「鹿角市いじめ防止等のための基本方針」を改定することといたしました。

**Ⅰ　いじめ防止等に関する基本的な考え方**

**１．基本理念**

いじめは、児童生徒の尊厳を脅かし、重大な人権侵害であるとの認識の下、市、学校、保護者、市民及び事業者等は、児童生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境を整え、一人一人の尊厳を守り、相互に尊重しあう社会の実現のため、それぞれの責務及び役割を自覚し、主体的かつ積極的に相互に連携して、いじめの防止に取り組まなければならない。

**２．いじめの定義**

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

このように、いじめの定義は、

　①行為をした者（Ａ）も行為の対象となった者（Ｂ）も児童生徒であること

　②ＡとＢの間に一定の人的関係があること

　③ＡがＢに対して心理的または物理的な影響を与える行為をしたこと

　④Ｂが心身の苦痛を感じていること

　という４つの要素しか含まれておらず、かつての定義のように「自分よりも弱い者に対して一方的に」、「継続的に」、「深刻な苦痛」などの要素は含まれないことに留意が必要である。

**３．いじめの理解**

法律や条例上の「いじめ」に該当する事象は、成長過程にある児童生徒が集団で学校生活を送る中で、「どの児童生徒にも、どの学校でも起こり得る」ものである。

　また、いじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒という二者だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題や、はやし立てたり面白がったりする「観衆」、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

**４．いじめの防止等に関する基本的な考え方**

本市においては、「いじめはしない・させない・許さない」の考え方を基本に、「いじめは早期発見・早期対応が重要」との姿勢の下、「地域と連携した学校」づくりを進めながら、市（市教育委員会含む）、学校、家庭や地域、関係機関等の連携により取り組むものとする。

（１）いじめの防止 ～「いじめはしない・させない・許さない」～

いじめの問題をより根本的に克服していくためには、「いじめはどの児童生徒にも、どの学校でも起こりうるものである」との認識を持って、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止に取り組むことが重要である。そのためには、教職員をはじめ関係者による一体となった継続的な取組が必要である。

いじめ問題の解決のためには、加害・被害の関係改善だけにとどまらず、周囲の「観衆」や「傍観者」の立場をとる児童生徒への働きかけと意識付けが何より重要であり、児童生徒自身が「いじめをしない」という強い気持ちを持ち、また、一人一人がその所属する集団の中で、「いじめをさせない、許さない」といった態度・姿勢を示していくことで、いじめの多くは抑止できるものと考えられる。

このため、学校の教育活動全体を通じ、児童生徒と教職員が一体となり、充実した学校生活を送ることができるようにすることは未然防止の観点から重要である。

また、これらに加え、いじめの問題への取組の重要性について市民全体に認識を広め、地域、家庭においても、いじめを見逃さず、これを許さないとの姿勢を持って、学校と一体となった取組を推進することが必要である。

いじめの防止においては、以上を踏まえ「いじめはしない・させない・許さない」の考え方を基本として進めることが大切である。

（２）いじめの早期発見 ～「いじめは早期発見・早期対応が重要」～

「いじめは早期発見、早期対応が重要」との姿勢の下、教職員をはじめ、児童生徒に関わる全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化にも気付き対応していくことが大切である。

このため、いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、児童生徒が発するサインを見逃さず、早い段階から的確に関わりを持ち、積極的にいじめを認知することが必要である。

また、いじめの早期発見のため、市教育委員会及び学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、かづのこもれび相談事業の周知等により、児童生徒や保護者がいじめについて相談しやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

（３）いじめへの対処

　いじめの事実が確認された場合には、適切かつ迅速に対処することにより、早期解決と再発防止に向かうことが大切である。学級担任や部活動顧問など個々の教職員が抱え込むのではなく、学校として組織的に対応する。また、家庭や地域社会等との連携協力の下、いじめを受けた児童生徒やいじめの通報・相談を行った者の個人情報の保護や生命、身体等の安全を確保する。その上で、いじめを行った児童生徒に対しては、その行為の背景にも着目しながら、教育的配慮の下、適切な指導を行うとともに、保護者に適切かつ真摯に対応するなど、組織的に対処する。

　このため、学校は、早期の段階における適切な対処により、解決に向かっていくことができるよう、学校全体で組織的かつ実効的に取り組めるような体制を整備するとともに、全ての教職員が、対処の在り方について共通理解を深める必要がある。

　また、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合や、児童生徒の生命や身体、財産に重大な被害が生じるような場合は、教育的な配慮や被害児童生徒の意向へ配慮した上で、早期に警察と連携するなどの対応をとることが必要である。

　なお、いじめを受けた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合であっても、その全てにおいて、いじめを行った児童生徒に対して厳しい指導を行う必要があるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手を傷つけてしまったが、すぐに加害者が謝罪し、教職員の指導によらずに良好な関係を再び築けた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わずに必要な指導を行うなど、柔軟な対応をとることも可能である。

（４）家庭や地域との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すためには、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。特に、保護者が子供の教育について第一義的責任を負い、規範意識等を養うための指導等をより適切に行うためには、地域を含めた家庭との連携の強化が重要であり、ＰＴＡや地域の関係団体等と学校とが、いじめの問題も含めた児童生徒の現状について共通理解に立ち、連携し協働で取り組むように努めることが必要である。

本市においては、児童生徒のよりよい成長のために、学校が積極的に家庭・地域と連携を進めているところである。今後、地域ぐるみで児童生徒を育てる体制づくりをより一層進めていく中で、いじめの防止等についても、対応を図っていくことが重要である。

（５）関係機関等との連携

学校や市教育委員会において、いじめに関係した児童生徒に対して、必要な教育上の措置を講じているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合等には、警察や児童相談所、医療機関、児童生徒の指導上の問題の解決のための学校関係機関との適切な連携が有効であり、日頃から、市教育委員会や学校と関係機関の担当者間での情報交換や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

**Ⅱ　いじめ防止等のための対策の内容**

**１．市（市教育委員会を含む）が取り組む主な施策**

（１）児童生徒のいじめ防止等の重要性等の理解を深めるとともに、児童会や生徒会等によるいじめの防止に向けた自主的取組を促進するため、「いじめ防止強調月間」を設け、学校と連携の上、いじめの防止等の啓発活動に取り組む。

（２）「いじめ防止強調月間」をはじめ本市のいじめ問題への取組や学校における取組状況等を、市教育委員会ホームページ等により保護者や市民に広報し、いじめの防止等に関する理解の促進を図る。

（３）学校において、ＰＴＡ等と連携の上、インターネットやソーシャルネットワークサービス（ＳＮＳ）利用に関する説明会及び研修会を開催する等、いじめやトラブルを防ぐための児童生徒への情報モラル教育の徹底や保護者への啓発を図るよう推進する。

（４）いじめ防止等のための教職員の資質向上を図るため、各学校の生徒指導担当者をはじめとした教職員対象の研修や会議を計画的に実施するとともに、各学校における校内研修の充実を推進する。

（５）いじめの防止等のための対策が適切に行われるよう、学校における生徒指導体制の充実に向けた教員等の配置、いじめを含む教育相談に応じるスクールカウンセラーの配置等を行う。

（６）互いの立場や考え方を尊重し合い、社会の一員としてともに生きていくことができる開かれた心を育成するために、小学校、中学校、高等学校までの発達段階に即して、人との関わりを大切にしながら、「学ぶこと」「働くこと」「生きること」をつなぎ、児童生徒一人一人がふるさとを愛し「社会的・職業的に自立した大人」になるための力を育む「鹿角市ふるさと・キャリア教育」の取組を進める。

（７）障害の有無等による分け隔てをせず、お互いの人格と個性を尊重し合う心の育成を目指し、交流及び共同学習等を通して障害児・者に対する理解の促進を図るとともに、障害のある児童生徒に対する適切な支援や指導を充実させる「特別支援教育」を推進する。

（８）学校におけるいじめの実態把握及び防止等のための取組等について、定期的に報告を求め、取組状況等を点検するとともに、必要に応じて、学校に対する取組の充実を促す等、適切に指導・助言する。

（９）いじめの早期発見、早期対応を図るため、学校の児童生徒に対し、学期毎に「いじめ調査」を実施する。得られた結果を、児童生徒の指導へ生かす。

（10）市教育委員会におけるいじめに関する相談・通報の窓口や、市教育委員会以外の相談機関の紹介も含めて、児童生徒や保護者、教職員、市民へ必要な周知を行う。

（11）本基本方針を踏まえ、市教育委員会が、学校に対して、いじめの防止等に関し、必要な助言・指導を行うとともに、いじめが発生した場合には、必要な調査等を行う等、状況に応じていじめ解決のための対応に当たる。

（12）いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合や校種が異なる場合には、市教育委員会が関係機関及び学校相互間の連携協力体制の調整を行いながら、いじめの解決の対応を進める。

（13）基本方針について、毎年度ＰＤＣＡサイクルにより見直し、次年度以降のいじめ防止等の施策に反映していく。

**２．学校が実施すべき施策**

学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、校長のリーダーシップの下、いじめの防止等の対策のための組織を中核とした協力体制を確立し、市教育委員会と適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進することが必要である。

（１）学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、法第１３条に基づき、国基本方針、県基本方針、市基本方針を参考にして、学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定める。

学校基本方針には、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処等いじめの防止等全体に係る内容であることが必要である。

学校基本方針を策定するに当たっては、学校評議員やＰＴＡ役員等が参画することにより、地域と連携した学校基本方針にすることができ、学校の取組を円滑に進めていく上でも有効である。

また、児童生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校基本方針の策定に際し、児童生徒の意見を取り入れる等、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。

策定した学校基本方針については、各学校の生徒指導の全体的な計画の中に適切に位置付けるほか、児童生徒、保護者、地域に対しても積極的に公表し、その理解を得るように努める。学校のホームページ等でも公開する。

（２）学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

法第２２条に基づき、学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「学校いじめ防止等対策委員会」（以下「学校対策委員会」という。）を設置する。

学校対策委員会は、基本的に、校長、教頭、教務主任、生徒指導担当教員、特別支援教育コーディネーター、学年主任、養護教諭等の構成により、内容・案件により、他の必要な教職員や学校関係者等の出席も可とする等、校長が実情に応じて定めるものとする。

学校対策委員会は、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担うものである。

なお、法第２８条第１項に規定する重大事態の調査を行う場合は、この学校対策委員会を母体として、学校以外の委員を加える等、公平性・中立性の確保に努めた構成により「学校いじめ調査委員会」を設置し、調査を行う。（重大事態への対処については、後述）

（３）学校におけるいじめの防止等に関する取組

①　児童生徒自身がいじめについて主体的に考え行動できるよう、児童生徒とともに、それぞれの発達段階に応じたいじめ防止の取り組みを進める。

②　教育活動を通して、児童生徒の自他の生命を大切にする心、自他の人権を守ろうとする心、公共心及び道徳的実践力を育成するよう努める。

③　いじめを防止し、及び早期にいじめを発見するための体制を整えるとともに、児童生徒が安心して相談することができるよう環境を整える。

④　当該学校に在籍する児童生徒の保護者及び関係機関等と連携を図りつつ、いじめの防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、その解決に向け速やかに、当該学校全体で組織対応を講じ、その内容を鹿角市教育委員会に報告する。

**３．重大事態への対処**

（１）重大事態の意味

 法第２８条第１項において、次に掲げる場合を、いじめの重大事態としている。

|  |
| --- |
| 一　いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。二　いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 |

「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第１号の「生命、心身又は財産に重要な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、次のようなケースが想定される。

 ○ 児童生徒が自殺を企図した場合

 ○ 身体に重大な傷害を負った場合

 ○ 金品等に重大な被害を被った場合

 ○ 精神性の疾患を発症した場合等

第２号の「相当の期間」については、文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

（２）重大事態の発生と調査

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに市教育委員会に報告し、市教育委員会はこれを市長に報告する。

学校対策委員会に、心理や福祉の専門家等の専門的知識や経験を有する者を加えた「学校いじめ調査委員会」を設け、教育委員会の指導助言の下、事実関係を明確にするための調査を行う。調査結果については、市教育委員会を通じて市長に報告する。

また、調査によって明らかとなった事実関係、その他必要と認められる情報は、その経過も含め、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、「鹿角市個人情報保護条例」等に十分留意した上で、適時、適切な方法で提供する。

調査によって確認された事実関係は、関係する児童生徒やその保護者への継続的な支援、指導、助言等に活用するとともに、重大事態に至った要因、経過、学校の対応等を分析することにより、同様の事態が再度発生することのないよう、当該学校のみならず各校の指導の改善に活用するよう配慮する。

（３）調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

法第２８条第１項による調査結果の報告を受けた市長は、法第３０条

第２項に基づき、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、市長の附属機関を設けて調査の結果について調査を行うことができる。

また、市長は当該附属機関による調査結果を受けて、調査により明らかになった事実関係や再発防止策について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明を行う。

なお、これらの情報の提供にあたっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮する等、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供するものとする。

市長は、再調査を行ったときは、法第３０条第３項に基づき、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに必要な配慮を行いながら、その結果を市議会に報告する。

さらに、市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。